

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
04401	①京都市 ②(公財)大学コンソーシアム京都 (共同提案)	「大学のまち・学生のまち京都」における「学位を取得した留学生の就労支援	大学コンソーシアム京都に加盟する50校の大学・短大(大学院を含む。)を卒業(学位を取得)した留学生が、京都市及び京都商工会議所が審査・認定を行っている中小企業等(※)に就労する場合は、国(法務省入国管理局)に提出する書類及び審査を、上場企業等と同様に簡素化する。 (※) ①京都市が行っている認定企業「オスカー認定企業」(27年度:160社)、「Aランク認定企業」(27年度:120社)、「知恵創出“目の輝き”認定企業」(27年度:12社)、「これからの1000年を紡ぐ企業認定」の企業(28年度:6社) ②京都商工会議所が行っている認定企業「知恵ビジネスプランコンテスト」(27年度:41社)	留学生が中小企業に就職しようとする場合、企業の概要や労働条件、業務内容を詳細に記した資料等の提出が求められるとともに、厳格かつ長期(60日間)にわたる審査があり、雇用を検討する企業側の負担が大きいため、留学生の不安定な立場が長くなるなど、企業の留学生を雇用する上での阻害要因となっている。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条、別表第一の二、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三、法務省HP	大学コンソーシアム京都に加盟する大学・短大(大学院を含む。)を卒業(学位を取得)した留学生が、京都市及び京都商工会議所が審査・認定を行っている中小企業(※)に就労する場合は、国(法務省入国管理局)に提出する書類及び審査を、上場企業等と同様に簡素化する。 (※) ①京都市が行っている認定企業「オスカー認定企業」(160社)、「Aランク認定企業」(120社)、「知恵創出“目の輝き”認定企業」(12社)、「これからの1000年を紡ぐ企業認定」(6社) ②京都商工会議所が行っている認定企業「知恵ビジネスプランコンテスト」(27年度:41社)	法務省	上場企業については、公表資料等により当該企業の活動実態が明らかとなっていることを踏まえて、提出書類の一部簡素化を行っているものであり、他の企業と取扱いが異なることには合理性が認められるものと考えている。 他方で、提案主体である地方公共団体が適切に関与する枠組みにおいて、当該地方公共団体が参加企業の活動実態を詳細に把握しているような場合には一定の提出書類の簡素化を検討する余地があるため、「大学コンソーシアム京都」に係る詳細(京都市による審査・認定手続の詳細を含む。)について御教示いただきたい。	京都市では、大学振興をまちづくりの重要な柱の一つと位置付け、全国初の大学間連携組織として設立した「大学コンソーシアム京都」を中心に、これまでから全国に先駆けた連携事業を実施している。また、京都市及び京都商工会議所においては、事業の成長・発展を図る中小企業を支援するために複数の審査・認定制度を有している。例えば、「オスカー認定制度」では、企業の概要・財務状況等を含む申請書の提出を義務づけ、企業からのプレゼンテーションをもとに、外部有識者等による選定委員会において選定をしており、時間をかけて厳格な審査を行っていることから、上場企業と同様に提出書類の一部簡素化を認めていただきたい。	法務省	提案主体が運営する制度の詳細を踏まえて対応の可否を検討する必要があることから、個別に御相談願いたい。
01401	八王子市	ダイバーシティ経営特区	経済のグローバル化が進展する中で、企業が競争力を維持・強化するためには、外国人材を受け入れ、価値観や情報、スキルの多様性を確保し、イノベーションを創出することが重要となっている。 そのような中、中小企業においては、大企業との関係性が希薄化し、海外市場を視野に入れて自ら市場と向き合い、需要を獲得する必要性に迫られている一方で、我が国における雇用環境の改善が進む中で、深刻な人材不足に直面している。 このようなことから、海外展開や優秀な人材確保を目指すとき、留学生や外国人材を積極的に雇用することは、中小企業の未来を占う問題となっている。 そこで、国家戦略特区区内において「ダイバーシティ経営特区」として中小企業による海外大学からのインターンシップ受け入れを円滑にし、外国人材の受け入れを促進することで、イノベーションを創出し、海外市場を含めた新たな販路開拓を図るとともに、優秀な人材を確保し、もって我が国産業の国際競争力の強化を目指す。	市内のダイバーシティ経営を目指す企業では、外国人材の受け入れに向け、外国大学の大学生をインターンシップとして受け入れることで、自社についての情報発信や人材の発掘を行っている。しかし、在留資格「特定活動」のインターンシップで受け入れを行う際、以下の点において支障が生じており、企業の負担が大きい。 (1)入国審査手続の課題 入国管理局における在留資格証明の審査に要する期間が長いため、審査基準が不明確であることから大学との学生受け入れに係る調整に支障が生じている。 (2)人材マッチングの課題 申請時に業務内容を厳密に特定する必要があることから、学生が幅広い業種を体験することが出来ない。また、企業は将来の採用を見据え短期間かつ多様な学生を受け入れたいが、現状では長期間特定の学生しか受け入れることが出来ない。なお、在留資格「文化活動」であれば、複数の企業を見学することが可能であるが、職業体験を行うことが出来ないため、採用を前提とした人材発掘にはつながらない。	出入国管理及び難民認定法に基づく制度運用	提案事業の実施区域内において、要件を満たす中小企業が外国大学から学生をインターンシップとして受け入れる場合、以下の措置を受けることとする。 (1)当該学生の入国・在留申請を優先的に処理するとともに、審査基準を明確化する。 (2)当該学生が在留期間中に複数の企業で業務に従事することを可能とする。 なお、本措置により外国人材が単に単純労働の安価な受け皿として受け入れられ、日本人の就業機会が奪われること等を防ぐため、対象となる企業に以下の要件を設ける。 (1)海外大学との国際交流協定(MOU)を締結し、これに基づき学生の受け入れを行うこと。 (2)学生に対する報酬、待遇を受け入れ企業における新規採用正規職員と同程度とすること。 (3)海外展開等、学生の受け入れに関する明確なビジョンを有していること。 (4)受け入れ企業において、学生の専攻分野に係る先進的技術、サービスを有すること。 (5)個人情報や知的財産など、秘密保持に係る必要な体制を備えていること。	法務省	いただいた回答のうち (1)前段について 本提案は、市が計画で位置づけた施策に基づく中小企業支援の一環として、要件を満たす中小企業に対する優先処理の実現を求めるものである。 (1)後段について 在留資格認定証明書交付申請において不交付となった場合にその理由が示されないことや、申請の際に入国管理局ホームページで提示された資料に加えて追加資料が必要であることなど。 (2)について 回答が、受入を希望する企業が受入業務を委託することで実現可能という趣旨であれば、本提案で求める姿勢とは異なる。また、受入企業と外国大学との契約に基づき実現可能という趣旨であれば、その要件等について御教示いただきたい。	法務省	(1)前段について 市の支援があることを明らかにする資料が添付されるなど、信頼性が担保されるのであれば、優先処理の検討は可能。 (1)後段について 在留資格認定証明書交付申請が不交付となった場合は、不交付通知書を手交又は郵送するが、同通知書には、不利益処分理由・内容について具体的に記載されている。また、処分庁に越えたいければ、不利益処分理由について、更に具体的に説明している。また、審査をする上で必要であると判断されれば、ホームページで提示された資料に加えて、出入国管理及び難民認定法第59条の2及び施行規則第6条の2に基づき、追加資料の提出をお願いすることもあり、追加資料を求める可能性があることはホームページにおいても記載している。 なお、インターンシップ制度の適正な利用促進のため、ガイドラインの策定を検討している。 (2)について 「外国大学と2社以上の本邦の公私の機関とが契約することで、当該大学の学生が複数の企業で業務に従事することが可能である」という趣旨である。なお、補足資料でお尋ねの契約については、1対多の契約であったとしても、複数の1対1の契約のいずれでも差し支えないが、契約を締結した本邦の公私の機関を全て明らかにしていただく必要がある。なお、労働者派遣法への抵触の有無については、各法令を所管する省庁に相談されたい。	
07301	北九州市	アマチュアスポーツ選手の在留資格取得に係る要件緩和について	本市の実業団スポーツは、オリンピックのマラソン日本代表選手を輩出したり、社会人都市対抗野球大会に出場したりするなど、全国的にも好成績を収めている。これら地元の実業団の活躍は、企業の広告塔としてのPR効果があるほか、市内外の地元意識の高揚やシンビークプライドの醸成にもつながっている。 また、来る2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、今後メダルの獲得が期待できるような若手選手の育成も重要であり、そのためには、国際レベルの海外アマチュアスポーツ選手と切磋琢磨しながら、日々トレーニングを積むような環境づくりが求められている。 ついでには、在留資格「特定活動(アマチュアスポーツ)」の緩和により、海外の実力のある外国人選手を地元の実業団に受け入れ、スポーツによる地域活性化と個々の選手の能力向上を図るとともに、受け入れ相手国とのネットワークの構築等をスポーツの大規模大会誘致にもつなげることで、本市の魅力向上を図る。	法務省告示第131号(H2年5月24日)「特定活動(アマチュアスポーツ)」に関する規定 オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で日本のアマチュアスポーツの振興及び水準の向上等のために月額25万円以上の報酬を受けるとして本邦の公私の機関に雇用されたものが、その機関のために行うアマチュアスポーツの選手としての活動	法務省告示第131号(H28/3/15改正・第140号) 「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件」	実業団クラブが入国させることを希望する外国人アマチュアスポーツ選手について、提出書類に基づき、専門家等の審査の上、国際的な競技会に出場する者と同等の能力を有すると判断した者について、本市が確認書を交付することによって半年間の在留資格を与える。 また、半年間のうちに、国際的な競技会に出場した場合には在留資格の更新を可能とする。	法務省 文部科学省 厚生労働省	御提案を検討する前提として、「国際的な競技会への出場経験はないが、月額25万円以上の報酬を払って、実業団クラブが入国させることを希望する外国人アマチュアスポーツ選手」とは、具体的にどのような者の受け入れを想定しているのか、「専門家等の審査の上、国際的な競技会に出場する者と同等の能力を有すると判断」とは、数多くのスポーツがある中で誰がどのような基準により判断することを想定しているのか、詳細に御教示いただきたい。	提案に係るアマチュアスポーツ選手とは、具体的に実業団の陸上部に所属し、駅伝大会等で活躍する外国人であり、自国の陸上競技連盟が推薦する選手かつ、自国の大会等で国際大会の予選を通過できる記録を持つ陸上中長距離選手を想定している。 その者の能力の判定については、例えば、北九州市陸上競技協会、実業団関係者、行政などにより、(仮)専門家審査会のような組織を設置し、必要に応じて審査会を開催し、前年度の世界陸上等国際大会の予選通過記録や、国際大会に出場する日本の派遣設定記録や参加標準記録などを基準とする。	法務省 文部科学省 厚生労働省	御提案内容を踏まえ、これまでの事例を踏まえて告示6号の取扱い等について公表することを検討したい。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
00805	一般社団法人 広島二葉 倶楽部	全国初「国際平和 文化・医療の聖 地」の創設	<p>国際平和文化・医学医療の聖地の創設 広島は、(公財)放射線影響研究所による原爆被ばく者を対象にした長期間にわたる健康影響調査や、放射線被ばく者医療国際協力推進協議会による被ばく者医療の国際貢献事業など、原爆放射線被ばくによる健康問題を研究し、その成果を国際協力で活かす事業で大きな成果を上げてきた。この成果を生かし、さらに新たな事業を展開するため、放射線の健康影響に関する研究やその成果を世界中の専門家に伝達するため、新たな研究所と国際的な専門育成のための卒業教育機関を設立する。その成果の下、チェルノブイリや福島原発での第事故の教訓を踏まえ、現在世界に400基以上もある原子力発電所などの原子力施設で働く労働者や災害の安全・健康管理推進とともに、万一事故が起きた場合に周辺住民の安全対策に当たる人材育成を通じて、国際平和・協力で貢献する。このように「広島だから可能な」国際平和貢献は放射線研を土台に、以下6つの提案(+1)、バーチャル特区によって、被爆地広島の長年の悲願である、核戦争防止と世界平和を実現するための国際的拠点にする。</p> <p>①国際原子力防災医療研究所&国際放射線リスクマネジメント大学院新設 原爆被ばく者や福島原発緊急作業従事者を対象とした、被ばく者の疫学研究で蓄積されたデータを基に、放射線リスク研究を進め、新たな卒業教育機関を設け、その成果を放射線リスクマネジメントの研究と担当専門育成に生かす。新たに原子力発電所等の災害の住民や作業員の健康確保を図るための研究機関を日本政府主導のもと世界各国の協力で「国際原子力防災医療研究所」(仮称)を立ち上げる。</p> <p>②大規模避難施設・物流集積センターの整備 南海トラフ三連動地震等の災害への対応。通常は食品等の大規模な物流の拠点、災害時は避難施設や情報発信、食料品等の供給基地にする。物流業者によって管理を行う。</p> <p>③国際的高齢者施設(仮称)・国際以下総合病院との提携 アンチエイジングの研究成果を生かし、高級感溢れるリゾート感覚で生活できる国際的高齢者エンジョイ施設。生涯移住型の高齢者施設を新設し、入所者の健康度、専門性に合わせた労働が続けられるように、多業種の受け入れ可能な事業所を誘致する。健康度に合わせた仕事を続けることにより、結果的にアンチエイジングをはかる。更に高齢者医療の専門施設と人材を用意し、認知症、終末医療までを含めた高齢者のための高度医療を充実させ、魅力ある終の棲家を提供する。</p> <p>④国際医科総合病院の新設 インバウンド外国人医療ツーリズムの受入とグローバル医療人材の育成を目的にしたワールドクラスの多国籍総合病(自由診療)を設立する。</p> <p>⑤都市型里山の森づくり&特区居住者施設 森林都市構想をイメージした都市型里山を整備、合わせて居住施設等を整備。世界的なコンペによって、様々な住宅、マンションを国内外の研究者などの居住施設用として整備する。</p> <p>⑥国際会議施設の整備 世界1万人都市加入を目指す「平和首長会議」の開催のため、1万人規模の国際会議場を整備する。大ホテルを併設して中・四国の医療観光ツーリズムの拠点にする。</p>	国際会議の本部運営のため、外国人を雇用する必要がある。	出入国管理及び難民認定法	就業ビザの制限を緩和し、本部における運用人材を可能とする。	法務省 厚生労働省	御提案の「国際会議の本部運営」業務の具体的内容が明らかではないが、例えば、申請人が大学を卒業し、若しくはこれと同等以上の教育を受けている場合、又は本邦の専修学校の専門課程を修了し、専門士又は高度専門士の称号を得ている場合であって、その知識を必要とする業務に従事するときは、在留資格「技術・人文知識・国際業務」での就労が認められる場合がある。	国際会議の本部運営については様々な業務の必要性が見込まれております。例えば、会議の企画運営を請け負う業務を行う組織(NPO法人)を広島に置くこと、その下で大型船の一時的リースによる宿泊代替施設の確保や多数国の来客を案内する通訳案内係、会議の同時通訳担当、世界遺産観光案内など一時的な多数の業務の支援が必要となります。このためには地域の多くのボランティアのみならず、外国人留学生などによる支援が必要のため、外国人学生、医師、看護師などの滞在目的外労働を臨時的に認める等、就業ビザの緩和などの措置をお願いしたいと考えます。	法務省 厚生労働省	出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留している外国人が、本来の在留活動を阻害しない範囲内において、現に有している在留資格に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行う場合には、資格外活動許可を受けることで上記活動が可能となる。